

報告第1号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月26日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第2号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和2年1月28日

西脇市長 片山象三

記

事故発生日時	令和元年12月1日 午前9時30分頃
事故発生場所	三重県津市江戸橋二丁目 174番地先
相手方	市外法人
原因・状況等	公用車で出張中、相手方駐車場手前でUターンをしようとしたところ、操作を誤り、駐車場内の植え込みに進入し、自動灌水装置及び樹木に損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方自動灌水装置修理費等 $513,040円 \times 100\% = 513,040円$ を賠償する。 その余の請求権の放棄